

**第4期 隠岐広域連合
地球温暖化対策実行計画**

令和4年4月

隠岐広域連合

目 次

第1章 計画の基本的事項

1	目的	1
2	計画期間	1
3	対象範囲	1
4	対象となる温室効果ガス	1

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1	方針	2
2	目標	2
3	温室効果ガス排出量の現状	3

第3章 取り組み内容

1	職員共通の取り組み	6
2	庁舎・施設管理等での取り組み	9

第4章 計画の進行管理

1	推進本部、推進員、事務局の取り組み	11
---	-------------------	----

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

隠岐広域連合では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、府内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関する取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「第4期隠岐広域連合地球温暖化対策実行計画」（以下、温暖化対策実行計画という。）を策定し、取り組みを推進します。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 計画期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、令和3（2021）年度とします。

3. 対象範囲

「温暖化対策実行計画」の対象範囲は、隠岐広域連合事務局、隠岐病院、隠岐島前病院、隠岐広域連合消防本部（分署・出張所含む）とします。

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとして、取り組みを推進します。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 方針

岐阜県では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組みます。

○日常的な取り組みの推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

○継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取り組みを推進します。

○取り組みの公表

温室効果ガス排出量の実態及び取り組み成果等を、内外に広く公表し、住民・事業者への率先垂範となることを目指します。

2. 目標

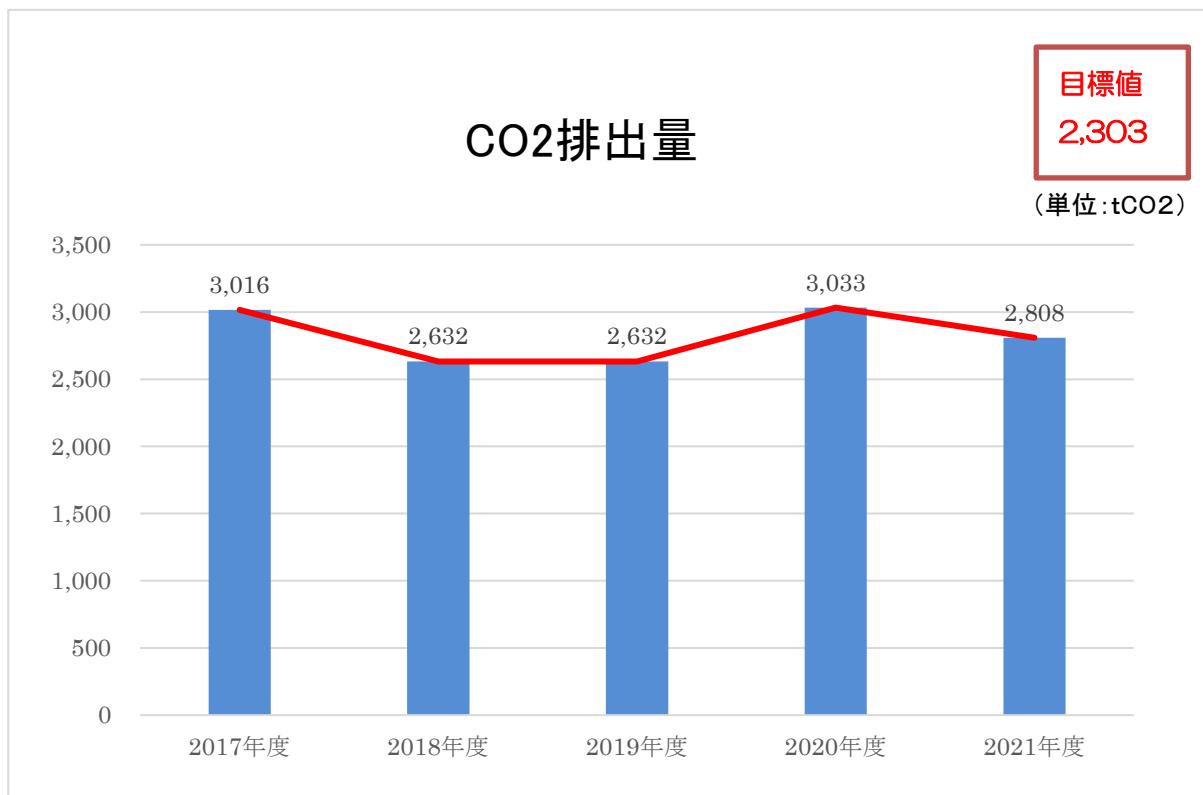
岐阜県では、地球温暖化対策推進法に基づく国の総合計画に則り、2030年度での温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指して、計画期間中に温室効果ガス排出量を18%削減します。（令和3（2021）年度を基準とします。）

目標値=2,303 t CO₂

	① 令和3年度 (基準年度排出量)	② 令和8年度 (目標年度排出量)	比較(②-①) (削減目標△18%)
二酸化炭素(CO ₂) 排出量	2,808 t CO ₂	2,303 t CO ₂	△505 t CO ₂

3. 温室効果ガス排出量の現状

【隠岐広域連合全体】

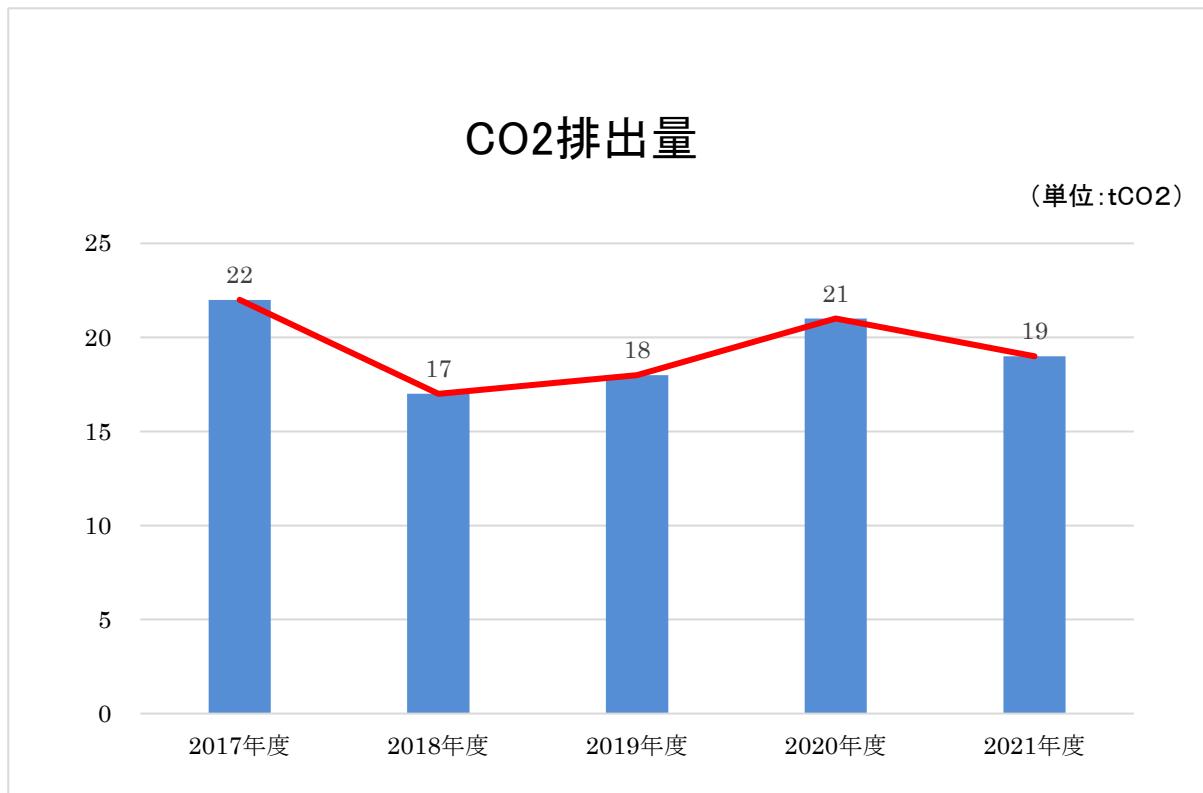


2021年度項目別CO2排出量

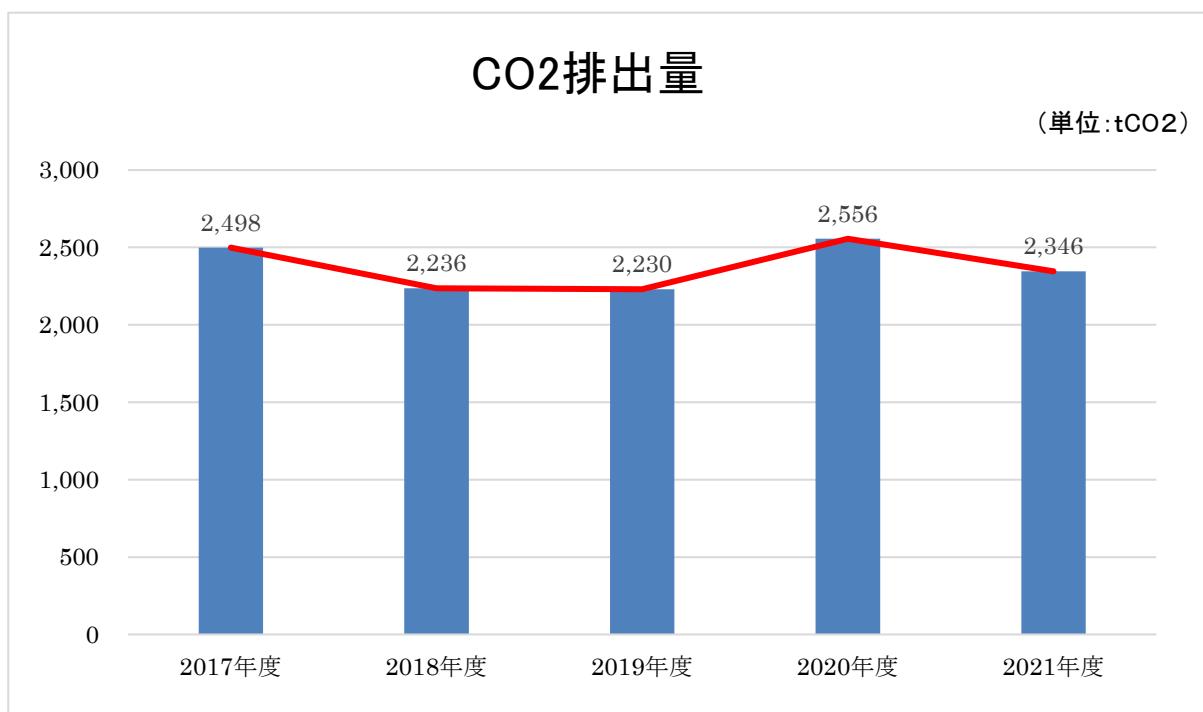
項目	使用量	単位	排出係数	CO ₂ 排出量 (t CO ₂)
電気	3,335,293	kwh	0.000531	1,771
ガソリン	14,870.5	L	0.00232	34
灯油	124,466	L	0.00249	310
軽油	2,923.8	L	0.00258	8
液化石油ガス	2,972.6	kg	0.003	9
一般廃棄物	89.1	t	2.288	204
産業廃棄物	184.7	t	2.556	472
合計				2,808

※小数点以下四捨五入

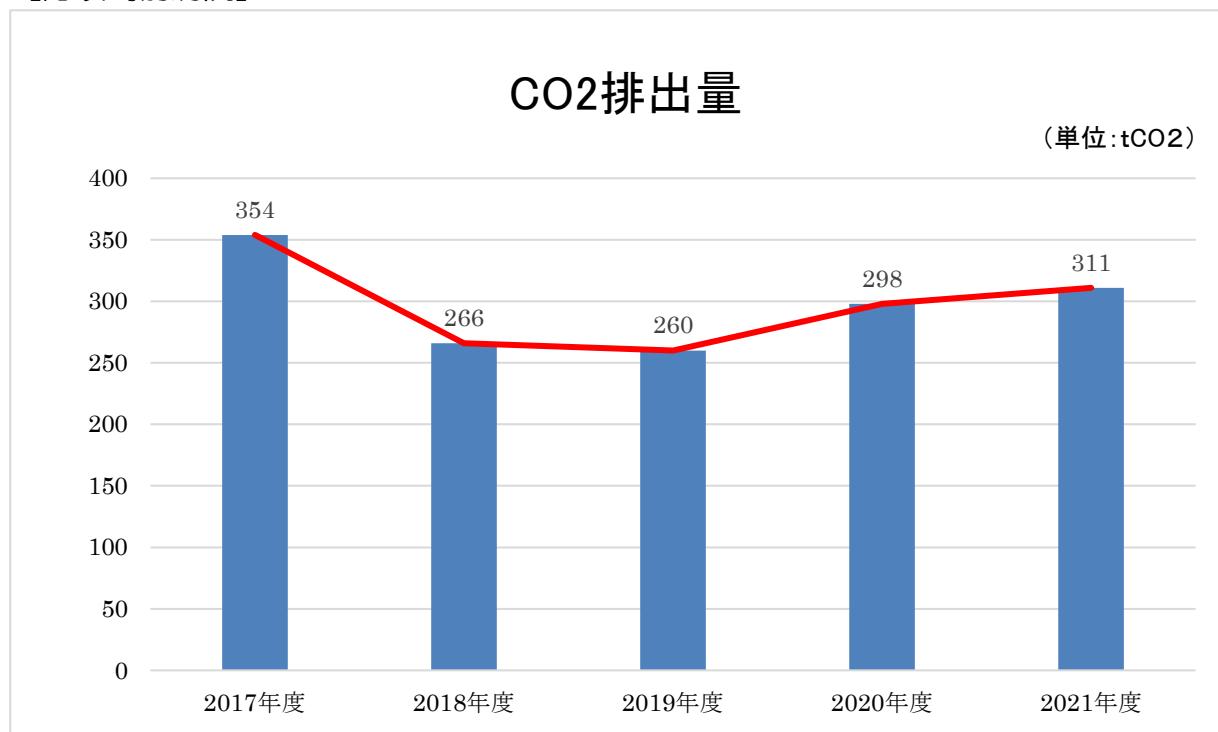
【事務局】



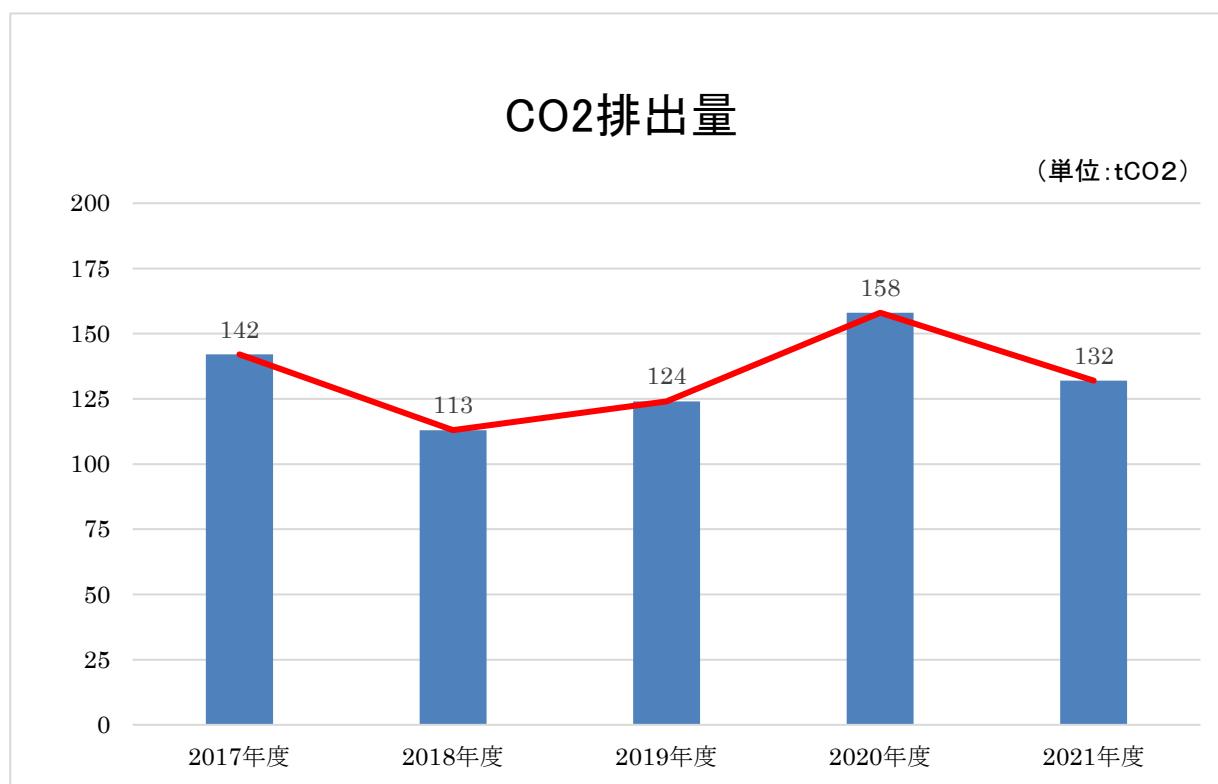
【隠岐病院】



【隠岐島前病院】



【隠岐広域連合消防本部】



第3章 取り組み内容

1. 職員共通の取り組み

温暖化対策実行計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取り組みを励行することが重要です。

【具体的な取り組み】

項目	取り組み内容	CO ₂ 削減量
電気使用量	・使用しない部屋、場所、昼休みは消灯を徹底する。	10.2 kg/年 ^{*1}
	・パソコンは外出時、昼休み等の未使用時は主電源をスタンバイ状態かオフにする。	15.4 kg/年 ^{*2} 2.7 kg/年 ^{*3}
	・プリンターやコピー機等のOA機器の未使用時は主電源をオフにする。	—
	・ロッカー、トイレ、廊下、階段などの照明は必要に応じて点灯する。	—
	・エレベーターの利用を控え、出来るだけ階段を使用する。	—
	・ノー残業デーの徹底を図る。	—
	・やむを得ず定時外に庁舎を使用する場合は、不必要的電気機器の使用はしないなど節電の徹底を図る。	—
	・冷暖房は冷房設定温度を28°C、暖房設定温度を20°Cとし、使用時間を短縮する。	14.8 kg/年 ^{*4} 25.9 kg/年 ^{*5}
	・クールビズ、ウォームビズを推進し、冷暖房機器の使用を控える。	—
	・普段使用しない電気機器はコンセントを抜く。	—
ガソリン 使用量	・空調機器のフィルター、照明器具、事務機器等はこまめに清掃を行う。	15.6 kg/年 ^{*6}
	・公用車を利用した庁舎間の往来を効率的に行う。	—
	・合理的なルートの選定を行い、乗り合わせを図る。	—
	・駐車時にエンジンを停止するなど、アイドリングストップを実施するとともに、急発進、急加速をしないなどエコドライブを徹底する。	344 kg/年 ^{*7}
	・不要な荷物は載せないようにする。	—
	・タイヤの空気圧調整を励行する。	—

用紙使用量	・会議資料については重点を押さえて簡素化を図り、配布枚数を削減する。	—
	・会議の出席者を正確に把握し余分な資料を無くす。	—
	・複数ページの資料を印刷する際は、両面印刷を心がける。	730 kg/年 ^{※8}
	・掲示板や回覧板を利用し、文書、資料の共有化を図る。	—
	・印刷する前にもう一度確認し、ミスコピーの削減を図る。	—
	・ミスコピー用紙の再利用（裏面利用）を徹底する。	—
	・府内 LAN及び電子メール、タブレット端末等の利用により、ペーパーレス化を図る。	—
	・会議時に封筒を配布しない。	—
ごみ排出量	・使用済みの封筒を府内の郵便用封筒として再利用する。	—
	・整理整頓を行い、ごみの排出量を削減するよう心がける。	—
	・分別排出を徹底し、リサイクルに努める。	—

※「家庭の省エネ大辞典 2012 年版」一般財産法人工エネルギーセンターより

「省エネポータルサイト」経済産業省資源エネルギー庁より

「紙・板紙のライフサイクルにおける CO₂ 排出量」日本製紙連合会・LCA 小委員会より

※1 100w の蛍光灯を1日1時間消灯した場合

※2 デスクトップ型の利用を1日1時間短縮した場合

※3 ノート型の利用を1日1時間短縮した場合

※4 夏の冷房設定温度を27℃から28℃にした場合（外気温度31℃の時）

※5 冬の暖房設定温度を21℃から20℃にした場合（外気温度6℃の時）

※6 フィルターが目詰まりしているエアコンと清掃した場合の比較

※7 ①ふんわりアクセル（発進時5秒間で20 km/h 程度の加速）、②加減速の少ない運転、③早目のアクセルオフ、④アイドリングストップをした場合

※8 A4 サイズ 20,000 枚/月を使用すると仮定し、両面コピーを採用した場合

以下参考資料：環境省「温室効果ガス排出削減等指針」より抜粋

【日常業務に関する取り組み】

項目	取り組み内容
空調	・空調設定温度、湿度の適正化
	・使用されていない部屋の空調停止
	・換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
	・夜間等の外気取入れ
給排水・給湯	・冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
昇降機	・利用の少ない時間帯における一部停止
事務機器	・使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・エコドライブの推進

【省資源の推進】

項目	取り組み内容
用紙類	・両面コピー、裏面利用の徹底
	・資料の共有化や簡略化
	・庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	・職場のごみ箱の撤去、不用意なゴミの削減
	・排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・封筒、ファイルなどの再利用促進
	・プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
物品購入	・グリーン購入※1の推進

※1 グリーン購入 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

2. 庁舎・施設管理等での取り組み

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取り組みを推進します。

以下参考資料：環境省「温室効果ガス排出削減等指針」より抜粋

【庁舎等の保守・管理に関する取り組み】

項目	取り組み内容
熱源	・冷却塔充てん剤の清掃
	・冷却水の適正な水質管理
空調	・温湿度センサー、コイル、フィルター等の清掃
照明	・照明器具の定期的な保守及び点検

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取り組み】

項目	取り組み内容
熱源	・冷温水出口温度の適正化
	・熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化
	・冷温水ポンプの冷温水流量の適正化
空調	・ウォーミングアップ時の外気取入停止
	・空調機設備、熱源機の起動時刻の適正化
	・冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
	・除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給排水・給湯	・給排水ポンプの流量、圧力の適正化
	・給湯温度、循環水量の適正化
受変電	・変圧が不要な時期、時間帯における変圧器の停止
その他	・庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

【庁舎等の設備・機器の導入・更新に関する取り組み】

項目	取り組み内容
熱源	・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	・経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	・ヒートポンプシステムの導入

	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ台数制御システムの導入 ・ポンプの可変流量制御システムの導入 ・熱源機の台数制御システムの導入 ・大温度差送風、送水システムの導入 ・配管、バルブ類又は継手類、法兰ジ等の断熱強化
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調対象範囲の細分化 ・可変風量制御方式の導入 ・ファンへの省エネベルトの導入 ・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 ・全熱交換器の導入 ・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー損失の少ない変圧器への更新 ・デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・高周波点灯形（Hf）蛍光灯への更新 ・照明対象範囲の細分化 ・初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新 ・人感センサーの導入 ・高効率ランプへの更新 ・LED照明への更新
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・インバータ制御システムの導入 ・人感センサーの導入
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・高断熱ガラス、二重サッシの導入

第4章 計画の進行管理

1. 推進本部、推進員、事務局の取り組み

温暖化対策実行計画の着実な推進と進行管理、点検を行うため、「推進本部」、「推進員」、「事務局」を設置します。

「推進本部」は責任者を事務局長、副責任者を事務局総務課長とし、各所属の管理職員等の構成員をもって組織します。

「推進員」は各所属に1名の職員を配置し、年度初めに電気・燃料使用量等の調査を行うとともに、全職員に対し削減目標に関する取り組み内容を周知します。

「事務局」は事務局総務課内に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握するとともに、計画の策定や見直し等を行います。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、施策の実施状況について、住民に分かり易い形で公表します。

【推進体制図】

